

5 監 査 第 169 号
令 和 6 年 1 月 18 日

請求人
宮 崎 邦 彦 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 高 桑 敏 直

同 近 藤 裕 人

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和5年11月24日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年11月24日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年12月22日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県教育委員会教育長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
弥富市立の中学校（以下「A中学校」という。）の教員Bに対する給与の支払。
- 3 上記の行為が違法・不当である理由

「非違行為に関する速報」、「非違行為報告書」によると、A中学校の教員Bが勤務時間に非違行為を行っていることが明らかになった。教員Bは、令和5年6月26日の給食後に、A中学校の女子生徒のスカート内の動画撮影を行った。

教員Bは、非違行為を行った時間帯以前から準備等をしていたということから、前後の時間60分以上は職務に専念していないということになり、この非違行為が行われた時間帯に対する給与の支払は違法である。また、教員Bが盗撮することを決めて学校に来ていたとしたら、学校に入った瞬間から周囲に指摘されるまでの間は職務に専念していたとはいえない。給与が月平均30万円を超えるとすると、1時間当たり少なくとも約1,600円の違法な支払がなされたということである。

また、非違行為は令和5年6月21日などにもあったとの記載がある。

- 4 請求する措置
愛知県教育委員会教育長に対し、少なくとも1,600円を愛知県に返還させることを求める。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査対象事項
令和5年6月にA中学校で非違行為を行った教員Bの給与について
- 2 監査対象機関
愛知県教育委員会事務局管理部教職員課（以下「教職員課」という。）及び同委員会海部教育事務所（以下「海部教育事務所」という。）

3 関係人調査

弥富市教育委員会に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を行った。

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 非違行為について

ア 教員Bは、令和5年4月1日、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号に規定される任期付任用教諭として愛知県教育委員会に採用され、同日以降、A中学校に勤務していた。なお、教員Bは、A中学校のいずれの学級の担任でもなかった。

イ 教員Bは、令和5年10月20日、盗撮を理由として、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づき、愛知県教育委員会から懲戒免職処分を受けた。処分理由の事案の概要は、令和5年6月22日及び同月26日、A中学校において、教員Bが小型カメラを自分のスリッパに装着し、動画撮影機能を起動した状態で各日1名の女子生徒のスカートの下に足を入れた、また、同月19日から同月26日までの間、複数の女子生徒に対して同様の行為を繰り返していたというもので、その詳細は以下のとおりである。

ウ 教職員課は、A中学校が行った教員Bや全校生徒への聴き取り調査に加え、自ら教員Bに行った聴き取り調査等をもとに、次のとおり認定した。

(ア) 令和5年6月21日昼の休憩中、教室において、テスト勉強で生徒からの質問を受けていた教員Bは、質問のため女子生徒が近づいたところ、小型カメラを自分のスリッパに装着し、女子生徒の足元に近づけた。ただし、小型カメラの電源は入っておらず、撮影はされなかった。

(イ) 同月22日午後1時2分頃、教室において、教員Bは小型カメラを自分のスリッパに装着し、動画撮影機能を起動した状態で、帰り支度をしていた女子生徒に近づき、スカートの下に足を入れ、撮影した。

(ウ) 同月26日午後1時10分頃、教員Bは、小型カメラを自分のスリッパに装着し、動画撮影機能を起動した状態で、手洗い場にいた女子生徒に近づき、スカートの下に足を入れた（不審に思った生徒が学校に相談し、事案の発覚に至った。）。

(エ) 教員Bは、以上の3件を含め、同月19日から同月26日までの間のうち土曜日及び日曜日を除いた6日間に、A中学校の6、7名の女子生徒に対して、生徒が比較的自由に活動でき、かつ、生徒に接触しても

不自然ではない時間帯を選び、スリッパに装着した小型カメラによりスカート内を10回程度動画撮影した。

(オ) 1回の非違行為に要した時間は、カメラの着脱10秒以内、動画撮影20秒程度で、合計30秒程度であった。

(2) A中学校の日課等について

ア A中学校の通常の日課は、午前8時10分に始まり、朝の読書（10分）、短学活（朝の会10分）、5分おいて午前8時35分から1時間目から4時間目までの授業、午後0時25分から午後1時10分まで給食、清掃（15分）、休憩（15分）、午後1時40分から5時間目及び6時間目の授業、5分おいて短学活（帰りの会10分）となっており、午後3時40分に終了するものとされている（月曜日は5時間目の授業の後、5分おいて短学活（帰りの会5分）で終了。また、各授業の間には、それぞれ10分間の休み時間が置かれている。）。

イ 教員Bの勤務時間は、午前8時10分から午後4時40分までで、午後1時25分から午後1時40分まで及び午後4時から午後4時30分までは休憩時間とされている。

ウ A中学校では、令和5年6月22日及び23日は一学期の期末テスト実施のため、日課は通常と異なり、給食終了後に短学活（帰りの会）を実施の上、下校となった。

エ 令和5年6月19日から同月26日までの間の各日に教員Bが担当した授業時間数は以下の表のとおりであった。

| 日 | 曜日 | 授業時間数 | | 備考 |
|----|----|-------|--------|-----------|
| | | A中学校 | 教員Bの担当 | |
| 19 | 月 | 6 | 2 | |
| 20 | 火 | 6 | 4 | |
| 21 | 水 | 6 | 5 | |
| 22 | 木 | 4 | 3 | 期末 テスト |
| 23 | 金 | 4 | 3 | |
| 26 | 月 | 6 | 2 | |

(3) 給与について

ア 給与の負担について

教員Bの給与については、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定に基づき、愛知県の負担となっている。

イ 条例とその運用について

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条の規定により、職員には、職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号）第3条に規定する正規の勤務時間による勤務に対して給料を支給するので、休憩時間に対しては給料を支給しない。

- (イ) 給与の減額については、給与条例第29条第1項の規定により、「職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間条例第9条に規定する休暇（介護休暇、介護時間及び組合休暇を除く。）の場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する」ととされている。また、給与条例の運用については、人事委員会委員長通知（昭和43年2月19日付け43人委第172号。以下「通知」という。）により第29条関係について、「給与を減額すべき時間数は、月の1日から末日までの期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、時間外勤務の場合の例による」とされ、1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てることとされている。

ウ 教職員課及び海部教育事務所の見解

教職員課及び海部教育事務所の教員Bの非違行為に関する認定結果及び理由は、以下のとおりである。

- (ア) 教員Bに聴き取り調査を行ったところ、令和5年6月19日から同月26日までの間に、6、7名の女子生徒に対して、スリッパに装着した小型カメラによりスカート内を10回程度動画撮影し、1回の非違行為に要した時間は、カメラの着脱10秒以内、動画撮影20秒程度で合わせて30秒程度とのことであった。

- (イ) 非違行為の回数を10回程度と認定した理由は次のとおりである。

教員Bは、生徒が比較的自由に活動でき、かつ、生徒に接触しても不自然ではない時間帯を選んだと述べている。そこで、朝の読書の際は、職員は職員室で打合わせをしていること、短学活（朝の会及び帰りの会）、授業及び給食（食事中のみ）の際は、教室内に担任等及び着席した30人程度の生徒がいること、授業間の休み時間の際は、教員、生徒とも次の授業に係る準備、移動などに充てていること、清掃実施の際は、生徒は常時動いていること、帰りの短学活後は、生徒は一斉に部活動に向かったり、帰宅したりすることから、これらの際に、学級担任でもない教員Bが女子生徒に接近し、不自然な行為を周囲に見とがめられる

ことなく30秒程度行うのは困難と考えられる。よって、令和5年6月19日から同月26日までの間のA中学校の日課において、生徒が比較的自由に活動でき、かつ、生徒に接触しても不自然ではない時間帯をあえて挙げるとすれば、給食を取った後の午後1時前後に生徒各自がする歯磨き（生徒が手洗い場で数分間立ち止まる。また、各自が実施するので、人目につきにくい。）や清掃準備（手洗い場担当や雑巾がけ担当の生徒が手洗い場等で立ち止まる。また、生徒指導という名目で教員Bが近づきやすい。）の際及び午後1時25分から午後1時40分までの休憩（同月23日まではテスト週間であり、テスト勉強する生徒が多く、分からない箇所を教えるという名目で教員Bが女子生徒に近づいても不自然とはいえない。）の際など限られたものしかない。土曜日及び日曜日を除いた6日間において、こうした時間帯に、女子生徒に近づいた上で、不自然な行為を、毎日、必ず複数回実施し得たとは考えられない。したがって、非違行為の回数については、教員Bの供述どおり10回程度と認定した。

(ウ) 非違行為1回当たりに要した時間を30秒程度と認定した理由は次のとおりである。

教員Bは、小型カメラを非違行為直前にスリッパに装着し、行為後はすぐに取り外したため、その着脱の時間は1回当たり10秒以内と述べているが、小型カメラを装着したままでは周囲に見とがめられるおそれがあることを考えるとその供述は首肯できる。また、動画撮影については、女子生徒に近づき、スカートの下に足を差し入れるという不自然な行為であったことから、周囲に見とがめられることなく長時間行うことができるとは考えられず、教員Bが1回当たりの時間を20秒程度としたことについても首肯できる。したがって、非違行為1回当たりに要した時間については、教員Bの供述どおり30秒程度と認定した。

(エ) よって、教員Bが非違行為に要した時間は、令和5年6月の1か月で30分以上にならないことは明らかであるため、減額する給与は算出されず、返還すべき給与はない。

2 判断

以上を踏まえて、請求人の主張を判断する。

先に認定したとおり、教職員課は、教員Bが行った非違行為は、令和5年6月19日から同月26日までの間に10回程度で、1回当たりの時間は30秒程度とした。

その「10回程度」のうち前記1(1)ウの(ア)から(ウ)までの3件は、全校生徒への聴き取りも踏まえて日時や犯行状況がほぼ特定されている。また、その他の

7回程度の非違行為については、日時や当該行為に要した時間が具体的に特定できているわけではない。

この点、教職員課及び海部教育事務所が、令和5年6月19日から同月26日までの間で盗撮が可能な時間と判断した根拠については、給食後の歯磨きや清掃準備の際及び休憩の際などに限られるという同期間におけるA中学校の日課及び日常の状況、教員Bの勤務状況など現場の知見と実情に基づくものであり、教員Bの供述に沿って同期間に10回程度の非違行為があったと認定したことには、非違行為の日時の特定ができていなかったとしても、これを否定する理由はない。また、それ以上の回数を認定する証拠や事情はない。

また、カメラの着脱が、盗撮の直前及び直後の短時間に行われ、撮影も含めて1回当たり30秒程度と認定した点については、本件非違行為に及ぶ体勢は、スリッパを履いた足を女子生徒のスカートの下に入れて盗撮するというものであり、不自然な姿勢にならざるを得ず、カメラをスリッパに装着したままにして長時間に及ぶことは、教員Bにとって発覚のおそれが高まることからすれば、あながち、この所要時間を否定することはできない。

以上のとおりであるが、前記1(3)イ(イ)のとおり、通知上、非違行為の実行により勤務しない時間が30分以上にならなければ、給与は減額とならない。そのため、仮に、その時間が30分に及ぶためには、1回の所要時間を30秒程度とした場合には合計60回を要し、1回の所要時間を倍の60秒程度とした場合には合計30回を要することになる。しかし、これらはいずれも教員Bの非違行為として認定した1回の所要時間30秒程度の盗撮を10回程度からすれば、かけ離れたものになっており、非違行為の実行により勤務しない時間が30分以上に及んだと認定することは到底できない。

よって、教員Bの令和5年6月分の給与を給与条例第29条第1項の規定に基づき減額することはできない。

また、請求人は、教員Bが非違行為を計画し、その意図をもって勤務していたならば職務に専念していたとはいえず、その間は給与減額の対象となる旨を主張しているが、教員Bの計画や意図をもって、給与条例第29条第1項の「勤務しない時間」と直ちに評価することはできない。

よって、請求人が主張する教員Bに対して給与の返還請求をする措置を講ずべき必要性は、給与条例上認められない。

第4 結論

以上述べたとおり、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これを棄却する。